共3 建設工事における技術者制度

初版 平成22年7月

改定 平成25年4月

改定 平成26年4月

改定 平成28年3月

改定 平成31年3月

改定 令和2年3月

改定 令和6年10月

1 建設業法等における技術者制度

(1) 建設工事における技術者制度

建設業法においては、建設工事の請負契約の適正な締結・履行の確保及び適正な施工を確保するとともに、建設業の健全な発展を促進することを目的として、必要な知識及びその応用能力を持った技術者を営業所や工事現場に設置することを求めています。

また、工事の品質を確保するため長野県独自に技術者の配置を求めています。

1) 営業所専任技術者(建設業法第7条第2号、第15条第2号)

許可を受けようとする建設業ごとに、一定の要件を満たす技術者を営業所ごとに専任で置かなければなりません。

- •一般建設業:国家資格者、実務経験者(年数規定有)
- 特定建設業(指定建設業):一級国家資格者、大臣特別認定者
- ·特定建設業(指定業種以外):一級国家資格者、指導監督的実務経験者(年数規定有)
- ◎ 営業所専任技術者は、建設工事に関する請負契約の適正な締結やその履行を確保するため置かれるもので、営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められており、工事現場に専任を要する主任技術者にはなれません。
- ◎ 営業所専任技術者は、次の条件を満足する場合に限り、工事現場に専任を要しない工事の主任技術者を 兼ねることができます。(※改正建設業法(R6.6.14公布)の政令により、一定の条件のもと、専任を要する 工事の主任技術者も兼ねることができるようになる予定(政令施行日は未定))
- ・当該営業所で契約締結した建設工事であること。
- ・工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接し 当該営業所との間で常時連絡を取りうる体制にあること。

(原則として、工事現場が、当該営業所と同一の地域振興局管内にあること。)

・所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

この条件が満足される場合においては、当該営業所における専任の技術者である者が、当該工事の現場における専任を要しない主任技術者となった場合においても、「営業所に常勤して専らその職務に従事」しているものとみなされることから兼任が認められますが、建設工事の適正な施工を確保するためには、可能な限り、工事現場ごとに専任とすることが望まれます。

- ◎ 2以上の建設業についての資格要件を満たす場合、同一営業所であれば2以上の業種の営業所専任技術者を兼ねることができます。
- ◎ 営業所専任技術者が建設業の許可基準の一つである経営業務の管理責任者の要件を満たしておれば、これを兼ねることもできます。

2) 主任技術者(建設業法第26条第1項)

建設業法においては、建設業の許可を受けたものが建設工事を施工する場合は、元請、下 請、請負金額にかかわらず工事現場における施工の技術上の管理をつかさどる者として、主任 技術者を配置しなければなりません。

3) 監理技術者(建設業法第26条第2項) ※建設業法施行令の一部改正により金額変更 (R5.1.1) 発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額の合計 (以下「下請総額」という。)が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)以上となる場合には、特定建設業の許可が必要になるとともに、主任技術者に代えて所定の資格を有する監理技術者を配置しなければなりません。

4) 主任技術者から監理技術者への変更

当初は主任技術者を配置した工事で、工事内容の変更等により、工事途中で下請総額が 4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)以上となる場合には、主任技術者に代えて所定 の資格を有する監理技術者を配置しなければなりません。

5) 専門技術者(建設業法第26条の2)

土木一式工事又は建築一式工事を施工する場合において、これらの一式工事の内容である他の建設工事を自ら施工しようとするときは、当該工事に関し主任技術者の資格を有するもの (専門技術者)を工事現場に置かなければなりません。

配置できない場合は、それぞれの専門工事に係る建設業の許可を受けた建設業者に当該工事 を施工させなければなりません。

なお、この専門技術者は、一式工事の主任技術者又は監理技術者とは必ず別に置かなければ

ならないということではなく、要件が備わっていれば、一式工事の主任技術者又は監理技術者 がこれを兼ねることができます。

また、建設業者は、許可を受けた建設業に係る建設工事に附帯する他の建設工事を施工することができることになっていますが、その場合においても、当該工事に関する専門技術者を置かなければなりません。

6) 工事現場ごとに専任すべき技術者(建設業法第26条第3項)(建設業法施行令第27条第1項) 公共性のある工作物に関する請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)以上 の工事に設置される技術者(主任技術者又は監理技術者)は、元請、下請の区別なく工事現場 ごとに専任の者でなければならず、特別な場合を除き、他の工事現場との兼任はできません。

表-1 建設業法等における技術者制度

	衣一1 建設耒佐 <u>寺</u> にわりる牧州有制度											
許可を受けて いる業種			指定建設業 構造物工事業 工事業	建築工事業 電気工事業	その他 (左以外の 22 業種)							
建	許可の種類	特定		一般	特別	 È	一般					
建設業	営業所に必 要な技術者 の資格要件	一級国家資 国土交通大臣特		一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者	一級国家	一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者						
	元請工事に おける下請 金額合計	4,500 万円 ^(注1) 以上	4,500 万円 (注1) 未満	4,500 万円 ^(注1) 以上の下請契約 はできない	4,500 万円 以上	4,500 万円 未満	4,500 万円以上 の下請契約はで きない					
	工事現場に 置くべき 技術者	監理技術者	主	任技術者	監理技術者	壬技術者						
	技術者の 資格要件 (注3)	一級国家資格者 国土交通大臣 特別認定者	二級 登録	国家資格者 国家資格者 基幹技能者 務経験者	一級国家資 格者 実務経験者	一級国家資格者 二級国家資格者 登録基幹技能者 実務経験						
工事租	技術者の 専任	請負金額 4,000 万円 ⁽⁵	^{注2)} 以上									
+現場の技術者制度	予定価格が 「WTO適用 基準額」以上 で、かつ「特 別重点調査」 を実施したエ 事	<u>監理技術者とは</u> 別に技術者要件 <u>を満たす専任技</u> <u>術者</u>		とは別に技術者要 <u>: す専任技術者</u>	監理技術者 とは別に技 術者要件を 満たす専任 技術者		・とは別に技術者 とす専任技術者					
	低入札価格調 査を実施した 工事	請負金額 4,000 万円以上 (注2) 主任 (監理) 技術者と同等の要件 (入札参加の基本要件 す技術者を専任で別途配置 (現場代理人と兼務不可)				情負金額 4,000 主任技術者を	万円未満 ^(注2) 専任で配置					
	監理技術者 資格者証の 必要性	発注者が国、地方 公共団体等のと きに必要	必	必要なし	発注者が国、 地方公共団 体等のとき に必要	必	要なし					

資格者証交付のための講習の受講義務付け

- (注1) 建築一式工事の場合は7,000万円
- (注2) 建築一式工事の場合は8,000万円
- (注3) 長野県では土木工事一式工事の場合、別の資格要件を定めています。 共3-18 参照
- ※1 下線は長野県独自

(2) 主任技術者や監理技術者の要件

主任技術者や監理技術者になるためには、業種ごとに(表-2)の要件を満たしていなければなりません。特に、指定建設業(土木工事業、建築工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、電気工事業(注)、造園工事業(注))の監理技術者の要件は国家資格者に限られており、より厳しいものとなっています。

	表-	2 主任技術者	•	監理技術者の資格要件
--	----	---------	---	------------

		我 4 工匠区所有 監控区所有の負担を目								
		資格要件								
		1) 指定学科を修めて卒業後								
		①高等学校(旧実業学校を含む。) 5年以上								
		②中等教育学校 5年以上								
		③高等専門学校(旧専門学校を含む。) 3年以上								
		④大学(旧大学を含む。) 3年以上								
主	任技術者	⑤専修学校専門課程 5年以上								
		⑥専修学校専門課程(高度専門士、専門士) 3年以上								
		の実務経験を有するもの。								
		2) 10年以上の実務経験を有するもの								
		3) 1・2級施工管理技士等の国家資格者等(国土交通省ホームページ※1参照)								
		4) 建設業の種類に応じて国土交通大臣が認める登録基幹技能者								
		1) 1級施工管理技士等の国家試験者(国土交通省ホームページ※1参照)								
斯		2) 主任技術者の要件のいずれかに該当するもののうち、発注者から直接請負、その請負金額が								
監理	指定建設	4,500 万円以上(平成6年12月28日前の工事については3,000万円以上、昭和59年10月1								
理技	業以外	日前の工事については 1,500 万円以上)のものに関して 2 年以上指導監督的な実務経験を有								
		するもの								
術者		3) 1)又は2)と同等以上と認められるもの								
自	指定建設	1) 1級施工管理技士等の国家資格者等(国土交通省ホームページ※1参照)								
	業	2) 国土交通大臣特別認定者								

- ※1 建設業法における配置技術者となり得る国家資格等一覧
 - https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000055.html
- ※2 長野県では土木工事一式工事の場合、別の資格要件を定めています。共3-19参照

また、監理技術者を専任で置くことが必要となる建設工事において、元請業者が特例監理技術者を置く場合(監理技術者を複数の工事現場で兼務させる場合)には、監理技術者補佐を当該工事現場ごとに専任で置かなければなりません。

監理技術者補佐となるためには、主任技術者の資格を有する者のうち、一級の技術検定の第一次検定に合格した者(一級施工管理技士補)又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や 実務経験により監理技術者の資格を有する者であることが必要です。

なお、監理技術者補佐として認められる業種は、主任技術者の資格を有する業種に限られます。 ※詳細は、「監理技術者制度運用マニュアル」を参照のこと

(3) 監理技術者について(資格者証と講習)

専任の監理技術者として建設工事に携わる者は、監理技術者資格者証の交付を受けており、 かつ5年以内に監理技術者講習を修了していることが必要です。

監理技術者資格者証の交付は、資格を有している者(表-2 参照)で、監理技術者講習終了の有無にかかわらず可能です。ただし、監理技術者資格者証の交付を大臣認定の資格で受ける者は、資格者証とは別に大臣認定の更新手続き(大臣認定の有効期限前の1年以内に監理技術者講習の終了)が必要です。

監理技術者講習の登録講習実施機関一覧

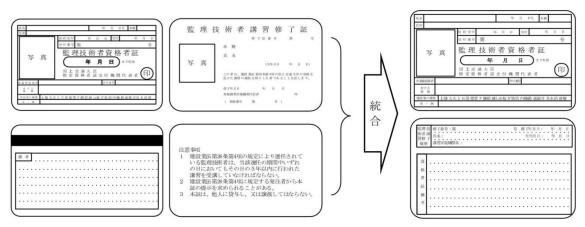
名 称	連絡先	ホームページアドレス
(一財)全国建設研修センター	042-300-1741	http://www.jctc.jp
(一財)建設業振興基金	03-5473-1585	http://www.fcip-ko.jp/

(一社)全国土木施工管理技士会連合会	03-3262-7423	http://www.ejcm.or.jp/
(株)総合資格	03-3340-3081	http://www.shikaku.co.jp/
(株)日建学院	03-3988-1175	http://www.nik-g.com
(公社)日本建築士会連合会	03-3456-2061	http://www.kenchikushikai.or.jp/

(4) 監理技術者資格者証の携帯

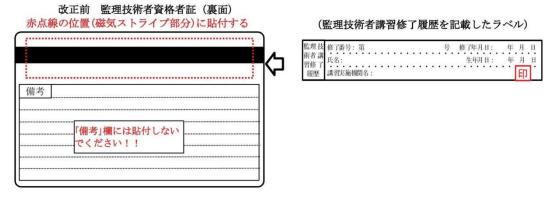
監理技術者は、発注者等から請求があったときは資格者証を提示しなければならず、当該 建設工事に係る職務に従事しているときは、常時これらを携帯している必要がある。(平成28 年6月までに、資格者証の更新あるいは5年以内とされている講習を修了されている場合は、 資格者証とあわせて監理技術者講習修了証についても、発注者等から提示を求められること があるため、資格者証と同様に携帯しておくことが望ましい。)

図-2-1 監理技術者資格証



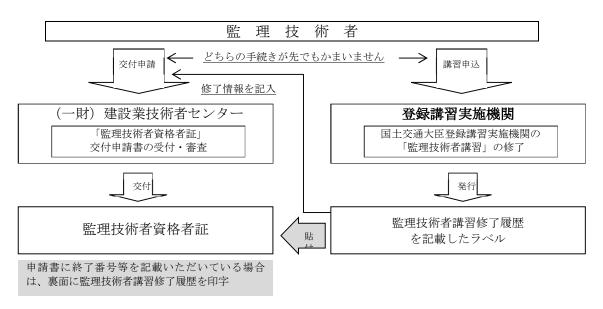
平成28年6月から監理技術者資格者証と監理技術者講習修了証が統合され1枚になります。 資格者証の裏に講習修了履歴ラベルを貼付する形になります。

図-2-2 監理技術者資格者証(裏面) (講習修了履歴ラベル貼付)



共 3-4

表-3 「監理技術者資格者証」交付と「監理技術者講習修了履歴ラベル」発行の流れ



監理技術者資格者証交付に関する問い合わせ先

(一財) 建設業技術者センター

長野県支部 026-224-7044

〒380-8537 長野市南石堂町 1230 番地の 6 長建ビル 4F

本 部 03-3514-4711

〒102-0084 東京都千代田区二番町3番地 麹町スクエア4F

2 工事現場における現場代理人と主任技術者・監理技術者

(1) 主任技術者

- ① 建設業の許可を受けている建設業者が請負工事を施工する場合は、請負金額の大小にかかわらず、工事施工の技術上の管理をつかさどる主任技術者を置くことが義務づけられています。
- ② 公共性のある工作物に関する建設工事で、請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)以上のものについては、工事の安全かつ適正な施工を確保するために、主任技術者を現場ごとに専任で置く必要があります。

また、低価格で落札した建設工事における配置技術者の増員については、予定価格(消費税を含む。)が「WTO適用基準額」※1以上で、かつ「特別重点調査」※2を実施した工事については、主任(監理)技術者と同じ資格者(基本要件)1名を別に専任で配置することとします。(平成24年(2012年)11月28日付け24建政技第256号)

※1「WTO適用基準額」

「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令」(平成7年11月 1日政令第372号)の適用基準額

※2「特別重点調査」

「特例政令の対象となる建設工事に係る一般競争入札実施要領」(平成23年6月24日付23建政技第127号)第9の2の規定に基づき実施する調査

- ③ 公共性のある工作物に関する工事」
 - 1) 「国、地方公共団体の発注する工事」、

「鉄道、道路、ダム、下水道、電気事業用施設等の公共的工作物の工事」、 「学校、事務所等のように多数の人が利用する施設の工事」をいい、個人住宅を除いては 殆どの工事がその対象となっています。

2) この主任技術者の専任制は、元請、下請業者に関わらず適用されます。

(2) 現場代理人

- ① 現場代理人とは、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項を処理する者として工事現場に置かれる請負者の代理人です。
- ② 現場代理人の職務は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うこと及び次に掲げる権限を除き契約約款に基づく請負者の一切の権限を行使することです。なお、個々具体的な契約に当たっては、現場代理人が請負者の一切の権限を行使することが妥当でないこともあるため、契約約款第10条第3項において、あらかじめ書面をもって発注者に通知した場合には、現場代理人の権限を制限し請負者が自らこれを行使することができるとしています。
 - 1) 請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領
 - 2) 契約約款第12条第1項に規定する発注者の現場代理人に関する措置請求の受理
 - 3) 契約約款第 12 条第 3 項に規定する発注者の現場代理人に関する措置請求に対する決定 及びその通知
 - 4) 契約の解除に係る権限
- ③ 常駐とは、当該工事のみを担当していることだけでなく、さらに作業期間中、特別の理由がある場合を除き常に工事現場に滞在していることを意味するものであり、発注者又は監督員との連絡に支障をきたさないことを目的としたものです。
- ④ 常駐義務の緩和について

「現場代理人の兼任」については、以下のURL(県ホームページ)参照。

ホーム > 県政情報・統計 > 入札・調達 > 公共工事入札・契約情報 > その他入札・契約 関連情報 > 建設工事等の現場代理人の兼務について

http://www.pref.nagano.lg.jp/gijukan/kensei/nyusatsu/kokyokoji/bukyoku/dairinin-kenmu.html なお、常駐規定が緩和(兼務可)されても、営業所専任技術者と現場代理人の兼務は認められません。

(3) 監理技術者

① 監理技術者を必要とする工事

監理技術者とは、工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として、建設業法第26条第1項により配置が義務付けられている主任技術者のうち、下請契約の請負代金の額(下請契約が2以上あるときは、それらの請負代金の総額が4,500万円、建築工事である場合においては7,000万円)以上になる場合において、元請負人たる特定建設業者が配置しなければならないとされる建設業法第15条第2号の基準を充足する技術者です。

② 監理技術者の専任について

監理技術者は、現場ごとに専任で置く必要があります。また、特例監理技術者を配置する場合は、監理技術者補佐を現場ごとに専任で置く必要があります。

3 技術者と専任制

(1) 専任で設置すべき期間

発注者から直接工事を請け負った場合の主任技術者又は監理技術者を専任で設置すべき 期間は、契約工期とするのが基本です。ただし、下請業者においては受け持つ専門工事の施 工が断続的であることが多いため、現場稼働期間と考えるのが適当です。

(2)「専任」と「常駐」について

工事現場への「専任」は、常時継続的に当該現場に係る業務に従事することであり、必ずしも現場への「常駐」を求めるものではありません。したがって、研修や休暇取得など合理的理由により短期間現場を離れることは、適正な施工ができる体制を確保し、かつ発注者の了解を得ている場合、差し支えありません。

(3)企業との直接的かつ恒常的な雇用関係

主任技術者又は監理技術者は、建設工事の適正な施工を確保するために、当該工事を請け負った企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にある必要とされており、次のような者の配置は、認められません。

- ・直接的な雇用関係を有していない場合(在籍出向者や派遣等)
- ・恒常的な雇用関係を有していない場合(工事期間のみの短期雇用)

なお、発注者から直接請け負った建設工事を施工するために配置する現場代理人及び 監理技術者等については、「恒常的な雇用関係」として、入札の申込みのあった日以前 に3ヶ月以上の雇用関係があることが必要です。

ここで、「入札の申込みのあった日」とは、次の日をいいます。

受注希望型競争入札(総合評価等含む) = 開札日

一般競争入札= 入札参加資格確認申請日

指名競争入札= 入札の執行日

随意契約= 見積書の提出日

(4) 直接かつ恒常的な雇用関係を証明するもの

本人が工事を請け負った企業と3ヶ月以上の雇用関係にあることが確認できる次のいずれ かの写しを提出してください。

- (ア) 監理技術者資格者証(表・裏)
- (イ) 健康保険被保険者証
- (ウ) 住民税特別徴収税額(変更) 通知書
- (工) 雇用保険者証

(5) 専任制の特例

「主任技術者の兼務」及び「監理技術者の兼務(特例監理技術者)」については共3-17の

とおり

以下のURL(県ホームページ)参照。

ホーム > 県政情報・統計 > 入札・調達 > 公共工事入札・契約情報>その他入札・契約 関連情報 > 建設工事等の現場代理人の兼務について、建設工事の技術者の専任に係る取扱 いについて

 $\underline{\text{http://www.pref.nagano.lg.jp/gijukan/kensei/nyusatsu/kokyokoji/bukyoku/dairinin-kenmu.html}}$

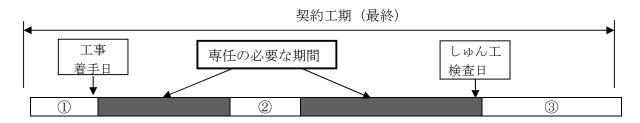
4 専任で設置すべき期間の考え方

(1) 主任技術者及び監理技術者の専任配置

主任技術者及監理技術者の専任配置を必ずしも要しない期間について発注者から直接建設工事を請け負った建設業者にあっては、基本的には契約工期をもって主任技術者又は監理技術者を専任で設置すべき期間とされていますが、次のような期間については、その期間が手続上明確になっている場合に限り、必ずしも専任を要しません。

I) 工事着手前やしゅん工検査後等の工事現場が稼動していない期間

- ① 工事着手日までの期間
 - 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間。)
- ② 工事の中止期間 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的 に一時中止している期間
- ③ しゅん工検査後の期間
 - 工事完成後、しゅん工検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、 事務手続、後片付け等のみが残っている期間

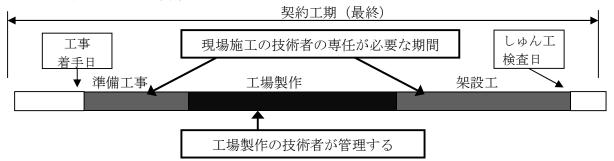


※しゅん工検査が契約工期内に実施されない場合

専任を要する期間は契約工期までだが、しゅん工検査時には現場代理人又は技術者が立会い、修補指示等があったときには適切に対応できる体制とする。

Ⅱ)工場製作のみが行われている期間

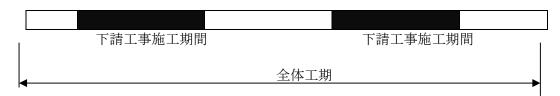
橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間



※工場製作過程においても、建設工事を適正に施工するため、工場製作の監理技術者等がこれを管理する必要があるが、当該工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の監理技術者等がこれらの製作を一括して管理することができる。

(2) 下請工事における専任の必要な期間について

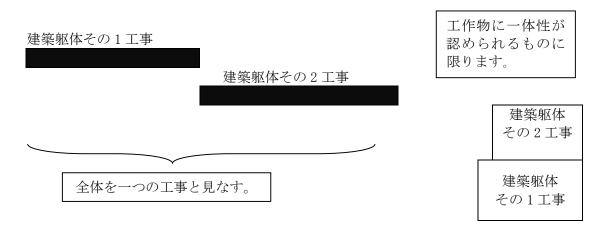
下請工事においては、施工が断続的に行われることが多いことを考慮し、専任の必要な期間は、当該下請工事の施工期間とされています。



(3) 工事単位の考え方について

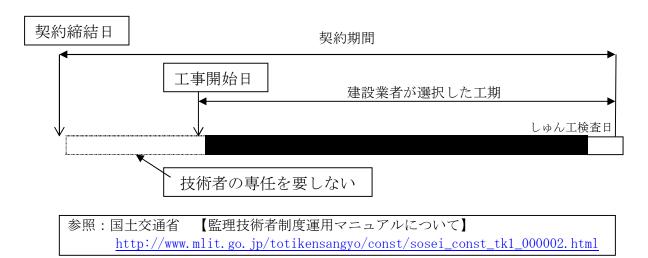
発注者が同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、全体の工事を当該建設業者が設置する同一の主任技術者又は同一の監理技術者が掌握し、技術上の工事とみなして、当該技術者が当該工事全体を管理するものとすることができます。

この場合、建設業法第3条第1項(一般建設業と特定建設業の区分)、同法第26条第1項及び第2項(主任技術者と監理技術者の区分)等の適用については、一の工事としてこれらの規定を適用します。



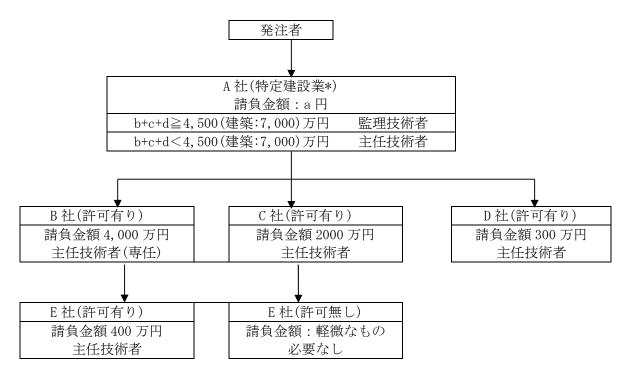
(4) フレックス工期の取扱について

フレックス工期(建設業者が一定の期間内で工事開始日を選択することができ、これが手 続上明確になっている契約方式に係る工期をいいます。) を採用する場合には、工事開始日 をもって契約工期の開始日とし、契約締結日から工事開始日までの期間は、技術者を設置す ることを要しません。



5 県工事における技術者の配置

(1) 元請負人が配置すべき技術者と、下請負人が配置すべき技術者は次の図のとおり。



図一1技術者の設置事例

- ※ b、c、d は B 社、C 社、D 杜との契約額をさす。
- ※ 契約額は消費税を含む額である。
- ※ 下請であっても 500 万円以上の工事を行う場合、建設業の許可が必要。
- ※ A 社は、総額 4,500 万円(建築:7,000 万円)以上の下請負契約を行う場合は、特定建 設業の許可を必要とする。

(2) 県工事における技術者の要件等

建設工事に係る受注希望型競争入札等公告〔共通事項〕の「別紙1」に記載「(別紙1)「土木一式工事」における主任技術者又は監理技術者の資格要件」

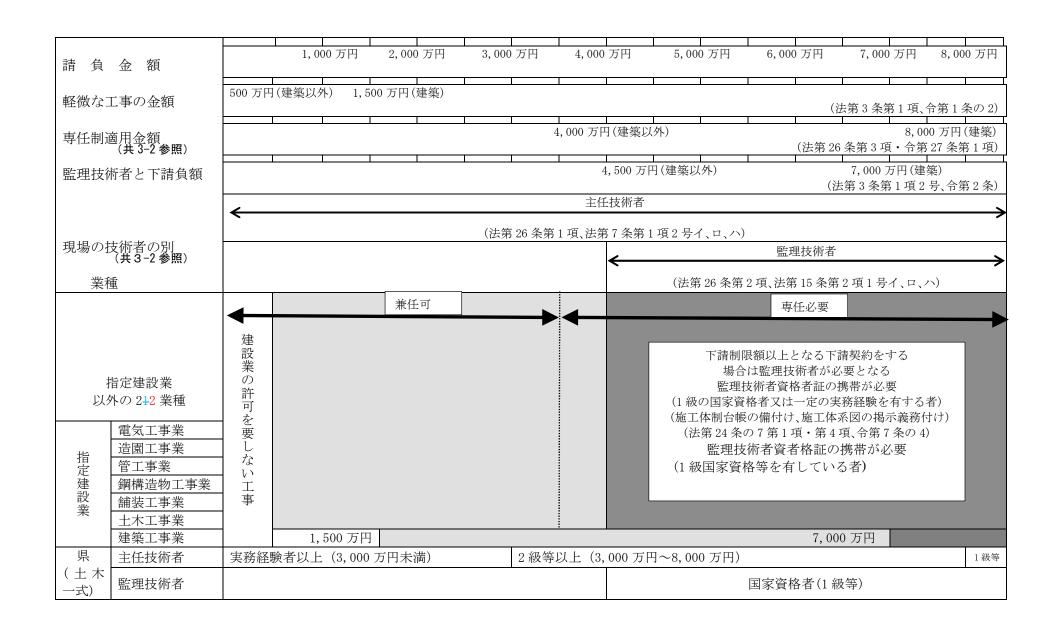
(別紙1)

「土木一式工事」における主任技術者又は監理技術者の資格要件

対象	土木一式工事の案件ご とに記載する資格名称	左記の資格の内容
予定価格が 8千万円以上 の工事	「1級土木施工管理技士」又は「それと同等の 資格者」	次のア又はイに掲げるもの ア 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)による技術 検定(以下「技術検定」という。)のうち検定種目 を一級の建設機械施工若しくは一級の土木施工管 理とするものに合格した者又は同法第 15 条第 2 号 ハの規定により国土交通大臣の認定した者 イ 技術士法(昭和 32 年法律第 124 号)による二次 試験のうち、技術部門を建設部門、農業部門(選 択科目を「農業土木」または「農業農村工学」と するものに限る。)又は林業部門(選択科目を「森 林土木」とするものに限る。)又は水産部門(選択 科目を「水産土木」とするものに限る。)とするも のに合格した者
予定価格が 3千万円以上 8千万円未満 の工事	「1級、2級土木施工管 理技士」又は「それと同 等の資格者」	次のア又はイに掲げるもの ア 技術検定のうち、検定種目を一級、二級の建設 機械施工若しくは一級、二級の土木施工管理とす るものに合格した者又は同法第 15 条第 2 号ハの 規定により国土交通大臣の認定した者 ただし、監理技術者については、一級の建設機 械施工若しくは一級の土木施工管理とするもの に合格した者又は同法第 15 条第 2 号ハの規定に より国土交通大臣の認定した者 イ 技術士法(昭和 32 年法律第 124 号)による二次 試験のうち、技術部門を建設部門、農業部門(選 択科目を「農業土木」とするものに限る。)又は林 業部門(選択科目を「森林土木」または「農業農 村工学」とするものに限る。)又は水産部門(選択 科目を「水産土木」とするものに限る。)とするも のに合格した者

※本表は、「土木一式工事」のみに適用のため、注意すること。

下請契約にも適用し、その場合には「予定価格」は契約金額と読み替えること。



6 専門技術者とは

土木工事業又は建築工事業を営む一式工事業者が、土木一式工事または建築一式工事を施工する場合(許可が不要な軽微な工事である場合を除く)において、これらの一式工事の内容である他の建設工事を自ら施工しようとする場合は、当該工事に関し主任技術者の資格を有するものを工事現場に置かなければなりません。これを専門技術者といいます。

例えば、建築一式工事を施工する場合で、大工工事、屋根工事、電気工事などの一式工事の内容となる専門工事を一式工事業者が自ら施工しようとする場合は、それぞれの工事種類ごとの主任技 術者の資格を有する者=専門技術者を置かなければなりません。

この場合は、一式工事業者の主任技術者又は監理技術者が、専門工事の資格者の要件をそなえていれば、一式工事の主任技術者又は監理技術者が専門技術者を兼ねることができます。

例えば、土木一式の工事に含まれる電気工事を行う場合に考えられる専門技術者の配置は、

- 自らの会社に所属する電気工事の主任技術者の資格をそなえた専門技術者を配置する。
- ・ 電気工事業の許可を受けた建設業者と契約し、下請施工とする。その場合には、その下請負人 が電気工事の主任技術者を配置する。

7 共同企業体(JV)と技術者

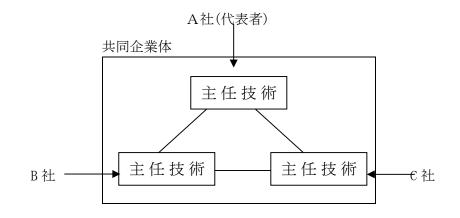
昭和62年の中央建設業審議会答申および建議により、共同企業体の活用にあたっての基本的な考え方が示され、「共同企業体運用準則」が定められています。

この中で技術者の扱いは次のとおりとなっています。

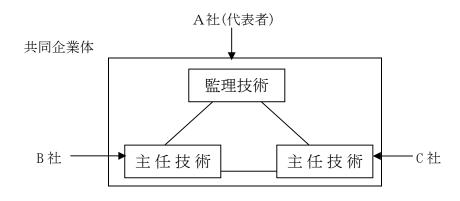
(1) 特定建設工事共同企業体全ての構成員が当該工事に対応する建設業についての監理技術者または国家資格を有する主任技術者を工事現場毎に配置することを要件としています。

例えば、特定建設工事共同企業体が請け負った公共工事では、当該建設工事を施工するために 4,500万円以上(建築一式工事にあっては7,000万円以上)の下請契約を締結する場合、特定建設業 者である構成員の一社以上(通常は代表構成員を含む)が監理技術者を、その他の構成員が主任技 術者をそれぞれ専任で配置することが必要です。

なお、主任技術者は国家資格を有する者でなくてはなりませんが、発注機関が例外措置として緩和することが認められています。(公募条件などに示されている)



(1)下請負契約の総額が 4,500 万円(建築一式工 事では7,000 万円)未満 の工事の場合



(2)下請負契約の総額が4,500 万円(建築一式工事では7,000万円)以上の工事の場合

(2)経常建設共同企業体と技術者

経常建設共同企業体では、各構成員は共同施工を確保するため、技術者を適正に配置し得る者でなくてはなりません。具体的には各構成員は以下の2つの要件を満たす必要があります。

- ① 当該経常建設共同企業体の登録部門に対応する許可業種に係る監理技術者となることができる者または国家資格者を有する主任技術者を有していること。
- ② 工事の施工に当たってはこれらの技術者を工事現場毎に専任で配置し得ること。なお、工事現場毎の配置の考え方は特定建設工事共同企業体と同じです。

(企業体の2つの方式について)

① 特定建設工事共同企業体

大規模かつ技術的難度の高い工事の施工に関して、技術力を結集することで工事の安定 的施工を確保するため、工事の規模や性格等に照らして、共同企業体の施工が必要と認めら れる場合に、その工事ごとに結成する共同企業体。

② 経常建設共同企業体

中小建設業者等が、継続的な協業関係を確保することでその経済力・施工力を強化する 目的で結成する共同企業体。

(中小とは資本金3億円以下又は従業員300人以下)

【参考】監理技術者制度運用マニュアル

○監理技術者等(主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐)の配置に関する疑問等が生じた場合は、建設業法上の考え方がまとめられた<u>「監理技術者制度運用マニュアル」</u>を確認してください。

(趣旨)※マニュアルから抜粋

建設業法では、建設工事の適正な施工を確保するため、工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として主任技術者又は監理技術者の設置を求めている。また、監理技術者が特例監理技術者である場合には、当該工事現場に特例監理技術者の行うべき職務を補佐する者(以下「監理技術者補佐」という。)の設置を求めている。

監理技術者等(主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐をいう。以下同じ。)<u>に関する制度</u>(以下「監理技術者制度」という。)<u>は、高度な技術力を有する技術者が施工現場においてその技術力を十分に発揮することにより、建設市場から技術者が適正に設置されていないこと等による不良施工や一括下請負などの不正行為を排除し、技術と経営に優れ発注者から信頼される企業が成長できるような条件整備を行うことを目的</u>としており、建設工事の適正な施工の確保及び建設産業の健全な発展のため、適切に運用される必要がある。

本マニュアルは、<u>建設業法上重要な柱の一つである監理技術者制度を的確に運用するため、行政担当部局が指導を行う際の指針となるとともに建設業者が業務を遂行する際の参考となるものである。</u>

○監理技術者制度運用マニュアル掲載先(国土交通省ホームページ) https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk1_000002.html

建設工事の技術者の専任に係る取扱いについて

平成25年3月13日 (最終改定 令和4年12月12日)

建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて、同一の専任の技術者が建設工事を管理することができる場合の取扱いを、当面の間、以下のとおりする。

第1 建設工事の技術者の専任に係る取扱いについて

この取扱いについては、建設業法第26条第3項が、公共性のある施設又は多数の者が利用する施設等に関する重要な工事について、より適正な施工を確保するという趣旨で設けられていることにかんがみ、個々の工事の難易度や工事現場相互の距離等の条件を踏まえて、各建設工事を同一の専任の技術者が管理できることとするかは、発注者が適切に判断する。

また、土木工事以外の建築工事等においても活用が見込まれ、民間発注者による工事も含まれる点について留意する。

第2 同一の専任の技術者が管理することができる建設工事

1 主任技術者

次の条件を全て満たす工事とする。

(1) 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工に当たり相互に調整を要する工事であること。

なお、施工にあたり相互に調整を要する工事について、資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請け業者で施工する場合等も含まれると判断して差し支えない。

- (2) 工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所であること。
- (3) 同一の建設業者が施工する場合であること。
- (4) 一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則2件までとする。

2 監理技術者

次の条件を全て満たす工事とする。

- (1) 「同一地域振興局管内」、又は「現場間の移動時間が概ね1時間程度」であること。
- (2) 工事現場毎に専任の監理技術者補佐を置くこと。
- (3) 兼務できる工事現場数は2件までとする。

ただし、(建設業法第26条第3項ただし書きの規程の適用を受ける)下記の要件のいずれかに該当する場合は、監理技術者の兼務を認めないものとする。

- ア 技術的難易度が高い工事であるとき (トンネル、長大橋、美術館など)
- イ 24時間体制での応急処理や緊急的な巡回が必要な維持工事同士であるとき
- ウ 発注機関の長が特に兼務できないものと認めるとき

第3 技術者の兼務に関する手続等

- 1 技術者兼務届の提出が必要な場合 県発注工事の技術者が他の工事と兼務する場合
- 2 技術者兼務届の提出時期
- (1) 新たに受注した県発注工事において、専任を要する技術者が、既に受注している他の工事の技術者と兼務する場合は、契約書の提出時に、「技術者兼務届」(様式1)(以下「兼務届」という。)を県発注工事の発注機関の長に提出する。
- (2) 既に受注している県発注工事において、専任を要する技術者が、他の工事の技術者と兼務する場合は、他の工事の契約締結までに、「兼務届」を県発注工事の発注機関の長に提出する。

第4 その他

技術者の兼務に係る運用については、別添「建設工事における技術者の兼務に関する適用一覧」による。

第5 適用時期

令和5年1月1日現在契約中の工事及び同日以降契約する工事から適用する。

建設工事等における現場代理人の兼任に係る取扱いについて

平成 23 年 9 月 23 日 (最終改正 令和 4 年 12 月 12 日)

長野県建設工事標準請負契約約款(以下「契約約款」という。)第10条第3項に基づき、「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない」として、現場代理人の常駐義務を緩和する措置について規定している「長野県建設工事標準請負契約約款に係わる留意事項」(以下「留意事項」という。)第10条関係の1の(2)について、次のとおり試行実施するものとし、その取扱いは以下のとおりとする。

第1 工事等における「現場代理人の兼任」

発注機関の長が、工事内容、工事の時期や工事現場の状況などから総合的に判断 し、兼任可能と判断した工事等については、兼任を認める。

- 1 現場代理人の兼任が可能となる工事等 次の条件を全て満たす工事等のうち、発注機関の長が兼任可能と判断したものを対象 とする。
- (1) 県発注工事等の間で認める。ただし、国又は市町村の工事等(以下「市町村工事等という。」)において、当該発注機関の長が兼任を認めた場合はこの限りではない。
- (2) 兼任可能な工事等の数は、2件までとする。
- (3) 工事等の請負金額は、2件とも4,000万円未満(当初契約)のものとする。 ただし、平成26年2月3日付け国土建272号通知における建設業法施行令第27条 第2項の当面の取扱いについてに該当する工事はこの限りではない。
- (4) 工事箇所は、2件とも同一事務所管内(10ブロック内)に位置する工事等とする。
- (5) 連絡体制として、兼任する県発注工事等の現場には連絡員を配置する。
- 2 兼任を認めることができない工事
- (1) 交通量 10,000 台/日以上の片側通行規制工事
- (2) 労働安全衛生規則第90条に該当する工事
- (3) 難易度、施工内容、労働災害・公衆災害の恐れがあることなどから兼任を認めることが適当でないと発注者が判断した工事。
- 3 兼任を認める際のその他条件
- (1) 現場代理人は、必ずいずれかの工事現場に駐在すること
- (2) 現場代理人は、工事現場を離れる際には、工事現場の安全管理等の対策を図るとともに、連絡員等に必要な指示を行うこと。
- (3) 土木工事安全施工技術指針第4節に規定する安全管理活動を適切に実施すること。
- (4) 現場代理人が、工事現場を離れる際には、監督員又は連絡員と連絡が取れる体制を構築すること。
- (5) 既に現場代理人となっている工事の発注機関に対し、現場代理人兼任届を提出し 承認を得ること。
- (6) 兼任する工事現場において、安全管理の不徹底など工事に支障がある、又は兼任の 承認条件を満たしていないと発注者が判断し指示した場合は、新たに常駐の現場代

理人を配置すること。

(7) 配置する連絡員は、元請の社員(雇用契約あり。雇用期間は問わない。)で、工事期間中、常日頃工事現場に滞在することが可能であること。また、それぞれの現場で 重複しない連絡員を配置すること。

4 留意事項

兼任が認められる場合においても、次に該当する機械等を使用する工事期間中については、現場代理人は当該工事現場に常駐する。

(1) 労働安全衛生規則別表第7「機械等の種類」欄に記載されている機械等

第2 現場代理人の兼任に関する手続き等

- 1 兼任届の提出
 - (1) 県発注工事間の工事等の場合、契約者は、契約後に提出する技術者等の通知書と合わせ、現場代理人兼任届(県工事等間の兼任)(様式1、1-3)及び連絡員配置届(様式2)を発注機関の長へ提出する。
 - (2) 市町村工事等との兼任の場合、契約者は、契約後に提出する技術者の通知書と合わせ(既に契約中の県発注工事等と市町村工事等を兼任する場合は、市町村工事等との契約締結までに)、現場代理人兼任届(市町村工事等との兼任)(様式1-2、4、5)及び連絡員配置届(様式2)を発注機関の長へ提出する。
 - (3) 現場代理人兼任届の様式については、必要に応じ適宜変更又は削除して使用する。

2 発注機関の長による審査

発注機関の長は、工事内容、工事の時期や工事現場の状況などから総合的に判断し、 現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障があるか、ないかを 見極めた上で、現場代理人の兼任の可否について判断する。

- 3 発注機関による契約者への回答
 - (1) 兼任を認める場合 兼任を認め、提出書類を受理する旨を電話等により伝える。
 - (2) 兼任を認めない場合 兼任届に認めない旨を記入、押印のうえ契約者に返却する。

第3 適用時期

令和5年1月1日現在契約中の工事及び同日以降契約する工事から適用する。

(様式1)

現場代理人兼任届(県工事等間の兼任)

令和 年 月 日

発注機関の長 様

住 所 商号又は名称

代表者名

次のとおり、工事請負契約書第10条第3項に係る規定に基づき、現場代理人を兼任することとしたいので届け出ます。

現 場	代	理人氏	名				
現場	代耳	II 人 連 絡	先	通常:	緊急時:		
新	工.	事	名				
たに	I	事場	所				
兼	工		期				
任 す	現兼	場代理任期	人問				
ッ る	発	注機 関	名				
エ	監	督員氏	名	(連絡先			
事	備		考				
と現	エ	事	名				
な っ ^場	工.	事 場	所				
て	エ		期				
代い	現 兼	場 代 理 任 期	人間				
る理	発	注機 関	名				
工工	監	督 員 氏	名	(:	連絡先)	
事人	備		考				

※ 現場代理人に委任しない権限があるときは、備考欄にその委任しない権限内容を記入すること。

現場代理人の兼任を発注機関が認めない場合は、次欄に記載のうえ契約者に返送してください。

上記工事の現場代理人の兼任については、兼任を認めませんので、新たな現場代理人 を選任のうえ報告してください。

令和 年 月 日

発注機関の長

(様式1-2) (表面)

現場代理人兼任届(市町村工事等との兼任)

令和 年 月 日

県発注工事発注機関の長 様

住 所 商号又は名称 代表者名

次のとおり、T.事請負契約書第10条第3項に係る規定に基づき、現場代理人を兼任することとしたいので届け出ます。

現 場	代理人氏名		
現場	代理人連絡先	通常:	緊急時:
新	工 事 名		
たに	工事場所		
兼	工期		
任す	現場代理人兼任 期 間		
る	発注機関名		
工	監督員氏名	(連絡先
事	備考		
と現	工 事 名		
な っ場	工事場所		
て	工期		
代い	現場代理人兼任 期 間		
る理	発注機関名		
工工	監督員氏名	(連絡先
事人	備考		

※ 現場代理人に委任しない権限があるときは、備考欄にその委任しない権限内容を記入すること。

(国又は市町村発注機関の承認欄)

上記内容について承認します。

令和 年 月 日

発注機関名

印

(裏面)

現場代理人の兼任を発注機関が認めない場合は、次欄に記載のうえ契約者に返送してください。

上記工事の現場代理人の兼任については、兼任を認めませんので、新たな現場代理人 を選任のうえ報告してください。

令和 年 月 日

発注機関の長

印

連絡員配置届

令和 年 月 日

発注機関の長 様

住所 商号又は名称

代表者名

次のとおり、工事請負契約書第10条第3項に係る規定に基づき、現場代理人を兼任することとしたいので、連絡員について届け出ます。

エ	事 名	
I	事 箇 所	
現場	代理人氏名	
連	氏 名	
絡	通常連絡先	
員	緊急時連絡先	
兼任 工事 員のE	するもう一方の に配置する連絡 K名	
備	考	

配置する連絡員は、元請または下請企業との雇用契約がわかる書類を添付してください。

- (注) 現場代理人の兼任は、以下の全ての事項を条件として承認するので留意すること。
 - ①現場代理人は、必ずいずれかの工事現場に駐在すること。
 - ②現場代理人は、工事現場を離れる際には、工事現場の安全管理等の対策を図るとともに、 連絡員等に必要な指示を行うこと。
 - ③土木工事安全施工技術指針第1章第4節に規定する安全管理活動を適切に実施すること。
 - ④現場代理人が、工事現場を離れる際には、監督員又は連絡員と連絡が取れる体制を構築 すること。
 - ⑤既に現場代理人となっている工事の発注機関に対し、現場代理人兼任届を提出し承認を 得ること。
 - ⑥兼任する工事現場において、安全管理の不徹底など工事に支障がある、又は兼任の承認条件を満たしていないと発注者が判断し指示した場合は、新たに常駐の現場代理人を配置すること。

建設工事における現場代理人の常駐義務の取扱いについて

平成31年3月1日 技術管理室

1 目的

現場代理人の常駐義務について、建設業の働き方改革を推進する観点から、家庭の事情等で一時的に現場を離れることを可能とすることで、若手や女性技術者が安心して働ける環境を整えるとともに、将来にわたる建設産業の担い手確保を図る。

2 内容

建設工事現場に、現場代理人の連絡員を配置することにより、現場代理人が一定期間現場を離れる事ができるものとする。

- (1) 常駐義務緩和の取扱い
 - 連絡体制として現場には連絡員を配置するものとする。
 - ・取扱いは、「建設工事における現場代理人の兼任に係る取扱いについて(平成28年5月16日最終改正)」の規定を準用する。
- (2) 常駐義務を緩和できる事由
 - ・養育中の児童や被介護者の病気やけが
 - ・現場の安全管理のための研修・講習等
 - ・その他、社会通念上、やむを得ないと認められる事情

3 手続き

- ・連絡員配置届 (別紙) を発注者に提出する。
- ・適用日以前に契約済みの工事についても可とする。

4 留意事項

- 連絡員は現場代理人の指示により業務を行うことから、原則として現場 に駐在するものとする。
 - ・連絡員を配置する期間は、連続して1週間を上回らないものとするが回数の制限はないものとする。ただし、延べ日数が工期の3分の1を越える場合は、現場代理人を交代するものとする。
 - ・現場代理人が主任技術者を兼務している場合は、「主任技術者又は監理技術者の「専任」の明確化(平成30年12月11日付け30建政第210号)」にも留意することとする。

5 適用日

本通知日以降適用する。

連絡員配置届

年 月 日

発注機関の長 様

住所 商号又は名称

代表者名 印

次のとおり、工事請負契約書第 10 条第 3 項に係る規定に基づき、現場代理人の連絡員を 配置したいので届け出ます。

工		事		名										
エ	事	筃		所										
現場	代	理 人	氏	名										
連	氏			名										
絡	通	常 連	絡	先										
員	緊急	急時追	車絡	先										
期				間	令和	年	月	日	~	年	月	日		
理				由										

(注)連絡員の配置は、「建設工事における現場代理人の兼任に係る取扱いについて(平成28年5月16日)」及び「建設工事における現場代理人の常駐義務の取扱いについて(平成31年2月22日)」によるものとする。

連絡員の配置を認めない場合は、次欄に記載のうえ受注者に返送してください。

上記工事の現場代理人の連絡員については、認めません。

令和 年 月 日

発注機関の長